

別表第1（第7条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表（身体障害者手帳）

障害の区分		障害の級別(本人運転の場合)
視覚障害		1級から5級までの等級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級及び5級
音声機能障害 【頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。】		3級
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能 【上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。】	1級及び2級
	移動機能障害	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

別表第2（第7条関係）

身体障害者等に係る軽自動車税の減免認定基準表（身体障害者手帳以外）

手帳の種類	障害の級別
療育手帳	A
精神障害者保健福祉手帳	1級
戦傷病者手帳	身体障害者手帳と同程度